

尾瀬ボランティア規程

制定 平成18年3月27日議決

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人尾瀬保護財団（以下「財団」という。）定款第50条の規定に基づき、財団と連携・協調しながら自主的かつ主体的に活動する尾瀬ボランティアに関し必要な事項を定める。

(活動目的)

第2条 尾瀬ボランティアは、次に掲げる目的に沿って活動するものとする。

- 一 尾瀬の自然に対する理解の促進
- 二 尾瀬における適正な公園利用の推進
- 三 尾瀬の自然環境の保全及び復元
- 四 尾瀬の環境美化
- 五 尾瀬における利用施設の適正な維持管理
- 六 自然環境保全意識の普及啓発

(活動の内容・期間等)

第3条 尾瀬ボランティアは、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとし、財団が年次ごとに定める活動計画に基づいて活動するものとする。

- 一 自然解説活動
 - 二 入山者啓発活動
 - 三 自然環境保全活動
 - 四 環境美化活動
 - 五 施設維持管理活動
 - 六 地域活動
 - 七 その他尾瀬ボランティアの活動目的に資するもの
- 2 現地におけるボランティア活動期間は5月中旬から10月中旬までとし、その他の活動は通年とする。
- 3 尾瀬ボランティアが第1項の活動を行うときは、第5条第5項に定めるボランティア証を着用しなければならない。

(留意事項)

第4条 尾瀬ボランティアが活動するに当たっては、次に掲げる事項に常に留意しなければならない。

- 一 財団の目的を十分に理解した上で活動すること
- 二 尾瀬の自然の保護に積極的な意思を有すること
- 三 尾瀬の魅力を多くの人に伝え、共有しようとする事
- 四 社会貢献活動の実践者として自覚し、常に責任ある行動をとること
- 五 利用者、事業者、その他尾瀬に関わるすべての人と適切な関係を保つこと

(応募・登録)

第5条 尾瀬のすぐれた自然環境の保全に寄与しようとする18歳以上で心身ともに健康な者は、随時、尾瀬ボランティアに応募することができる。

2 応募は、別に定める応募書類に顔写真を貼付して財団に提出することにより行わなければならない。

3 財団は、応募書類の審査により不適格と認める者を除いて通信研修及び現地研修を行い、その結果から尾瀬ボランティアとして活動することが適当と認められる者を尾瀬ボランティアとして登録する。

4 尾瀬ボランティアの登録期間は2年とする。ただし、本人の申し出により更新することができる。

5 財団は、登録者に対し、尾瀬ボランティア証を交付するほか、指導用マニュアルその他ボランティア活動に必要な物品を支給または貸与する。

(登録取消等)

第6条 登録期間中に活動実績がない者または適切でない行動があった者は、前条第4項の規定にかかわらず、期間の途中で登録を取り消し、または、申し出があっても登録期間を更新しないことができる。ただし、登録期間中に活動できない特別な事情があったと認められるときは、更新することができる。

(費用負担)

第7条 ボランティア活動に伴って生ずる宿泊費、食料費、交通費等の経費は、原則として尾瀬ボランティアの自己負担とする。

(財団の支援)

第8条 財団は、尾瀬ボランティアが第3条第1項の各号に掲げる活動を適切に行うことができるよう所要の措置を講ずるとともに、その活動に関して必要な調整及び助言を行うものとする。

(事故・損害補償)

第9条 財団は、尾瀬ボランティアがボランティア活動のために傷害を負ったときの補償及びボランティア活動によって他者に損害を与えたときの賠償に備え、ボランティア保険に加入するものとする。

第10条 この規程に定めるもののほか、尾瀬ボランティアの活動に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。